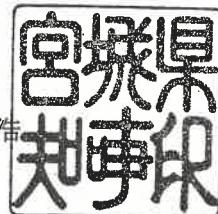


環対第289号  
令和元年11月1日

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社  
代表取締役 殿

宮城県知事 村井嘉浩



(仮称) 大崎鳥屋山風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見について  
(通知)

令和元年8月7日付けで送付のありましたこのことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」第14条第3項の規定による環境保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

――担当――  
環境生活部 環境対策課  
環境影響評価班 渡邊  
T E L 022-211-2667  
F A X 022-211-2696  
E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

## (仮称) 大崎鳥屋山風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、大崎市及び加美町において、最大で総出力 75,000kW 程度（定格出力 3,000kW ~4,200kW 級、風力発電設備 19 基）の風力発電施設を設置するものであり、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。また、本事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は、「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ（平成 30 年 5 月、宮城県）」における「導入可能性エリア（鳴子・岩出山）」を参考とし設定されている。

一方で、想定区域は、全域が日本の典型地形に選定されていることに加え、水源かん養保安林や土砂流出防備保安林が存在しているほか、複数の住居等も近接している。このため、事業の実施に当たっては、環境配慮が必要な地域である。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、環境への重大な影響を回避・低減するため、以下に述べる事項に十分留意した措置を講じること。また、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書へ適切に記載すること。

### 1 全般的な事項

#### (1) 累積的な影響等

本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）を検討すること。

#### (2) 対象事業実施区域の設定

想定区域の絞り込みに当たっては、風力発電設備等の設置及び稼働による動植物への影響や温室効果ガスの排出などを踏まえ、それらの環境負荷の低減に最大限配慮すること。

#### (3) 事業計画等の見直し

上記のほか、2により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業区域の見直しを行うこと。

#### (4) 地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民、立地する大崎市や加美町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得た上で事業を進めること。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音、低周波音及び風車の影による影響

想定区域近傍には、住居のほか、幼稚園や福祉施設等特に静穏を要する施設があることから、風力発電設備の稼働に伴う騒音、低周波音及び風車の影による生活環境への影響について調査、予測し、重大な影響の有無について評価した上で、方法書を作成すること。

### (2) 地形及び地質に対する影響

イ 想定区域全体が、日本の典型地形（火碎流台地）に該当する。この地形は、環境アセスメントに資する等の目的で国土地理院が調査・選定した学術上重要な地形であることを認識した上で、事業実施による影響を調査、予測及び評価し、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの地域及び周辺を想定区域から除外すること。

ロ 想定区域の北側に地すべり地形、砂防指定地及び土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）が存在するため、危険渓流の流域も含めて把握した上で、調査、予測及び評価をし、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの地域及び周辺を想定区域から除外すること。

### (3) 動物に対する影響

イ 大崎市はラムサール条約湿地「化女沼」、「蕪栗沼、周辺水田」を有し、渡り鳥の生息環境として重要な地域である。

想定区域上には、渡り鳥の渡りルートが存在する可能性が高いことから、環境アセスメントデータベースの鳥類センシティビティマップ等を用いて、渡り鳥の渡りルートや飛翔高度等を把握した上で、適切な調査手法を設定すること。

ロ 地表性の動物については、適切な調査手法を設定し、生息する種を把握すること。

### (4) 植物に対する影響

イ 想定区域及び近傍に植生調査により植生自然度が高いとされた群落が存在しているため、現地調査により、その群落の区域を明らかにした上で、植物への影響を適切に予測及び評価すること。

ロ 特に湿性の植物群落は、群落の成立要件として地形的な特異性があり、近傍を改変することで生育環境に重大な影響を与える可能性があることから、群落の成立要件を含めて適切に調査、予測及び評価すること。

### (5) 景観に対する影響

イ 鳴子温泉、川渡温泉及び有備館からの眺望は、非常に重要な景観であることから、事業の実施による景観への影響については、回避又は十分に低減すること。

ロ 鳴子温泉、川渡温泉、陸羽東線の車窓、国道47号沿線、二つ石ダム及び陶芸の里温泉交流センターも調査地点として設定し、方法書を作成すること。また、それらの眺望点からの景観への影響を回避又は十分に低減すること。

ハ 想定区域は、国連食糧農業機関によって世界農業遺産に認定された「大崎耕土」に位置しており、大崎地域世界農業遺産推進協議会事務局を初めとした関係機関において、景観の維持に努めることが必要とされていることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、関係者等の意見を十分に踏まえること。

ニ 風力発電設備は視認性が非常に高く誘目性もあるため、調査、予測に当たっては、視角変化を踏まえた垂直視角の下限値の見直しなど適切な方法により方法書を作成すること。

ホ 風力発電設備による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの囲繞景観への影響を調査、予測及び評価し、適切に想定区域の絞り込みを行うこと。

#### (6) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域周辺にあるバードウォッチング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風力発電設備の音の影響について、適切に調査、予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。